

## 法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」（平成 20 年 8 月 26 日付け法務省秘企第 1053 号による送付分）における実績評価方式による 9 件（注）の政策評価
- イ 「平成 20 年度法務省事前評価実施結果報告書」（平成 20 年 8 月 26 日付け法務省秘企第 1052 号による送付分）における事業評価方式による 7 件の政策評価（事前）
- ウ 「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」（平成 20 年 8 月 26 日付け法務省秘企第 1053 号による送付分）における事業評価方式による 2 件（注）の政策評価（事後）

（注） 送付を受けた 13 件の政策評価のうち、総合評価方式による評価（2 件）を除いた 11 件の政策評価。なお、総合評価方式による評価については、別途整理する予定である。

また、総合評価方式による評価として、評価時期が到来していないものについての中間的な報告 2 件があるが、評価結果がまとめられたものでないため、審査の対象としていない。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」における実績評価方式による 9 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「基本目標」及び「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	-	3	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。 通訳人に対する研修の実施状況 被害者支援員に対する研修の実施状況 広報活動の実施状況	-	-		
		-					達成目標1	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。
		-					達成目標2	犯罪被害者等に関する施策を充実させる。
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	-	2	民間委託率 PFI事業の実施状況	対前年度増 事業の円滑な実施	-		
		-					達成目標	要員確保のために必要な民間委託を推進する。
3	保護観察対象者等の改善更生	-	4 (参考指標2)	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合 性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合 社会参加活動の活動場所の確保 保護観察終了者に占める無職者の割合 <参考指標> 保護観察種類別の類型の認定割合 <参考指標> 協力雇用主の数	対前年増 対前年増 前年度の数を維持 対前年減	-		
		-					達成目標1	保護観察処遇の充実強化を図る。
		-					達成目標2	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。
		-					達成目標3	検察に関する広報活動を積極的に実施する。
		-					達成目標	要員確保のために必要な民間委託を推進する。
		-					達成目標2	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「基本目標」及び「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		達成目標3 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。	2	全更生保護施設の保護率	対前年度増		
				更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数	対前年度増		
4	犯罪予防活動の助長	（基本目標） 犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。					
		達成目標1 社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。	2	市町村実施委員会の未組織地域(数)	対前年減		
				主な行事の開催回数及び参加人員	対前年増		
		達成目標2 社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。	1	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	行事内容に対する高い評価の獲得	-	
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	（基本目標） 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。					
		達成目標1 国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。	2	活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数）	-	-	
				地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況	-	-	
		達成目標2 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。	1	提供情報の正確性、適時性、迅速性	-	-	
6	登記事務の適正円滑な処理	（基本目標） 登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。					
		達成目標1 平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。	1	全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合	100%		
		達成目標2 平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。	1	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合	不動産登記 平成19年度末：約90% 平成20年度末：100% 商業・法人登記 平成19年度末：約90% 平成20年度末：100%		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					指標の目標値等の設定の有無
		達成すべき目標 （「基本目標」及び「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値		
		達成目標3	1	登記情報システムの運用経費を削減する。	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度と同経費（約366億円）との比較	130億円程度の削減	
		達成目標4	1	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%	
7	人権の擁護	（基本目標） 人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。					
		達成目標1	2	人権啓発活動の更なる推進	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）	対前年度増 （平成18年度：94.9%）	
					全国中学生人権作文コンテスト参加者数 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	対前年度増 （平成18年度：22.0%） 対前年度増 （平成18年度：53.8%）	
		達成目標2	3	人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応	子どもに対する人権侵犯事件の対応件数	対前年増 （平成18年：2,257件）	
					インターネット上における人権侵犯事件の対応件数	対前年増 （平成18年：279件）	
					障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数	対前年増 （平成18年：343件）	
		達成目標3	3	人権相談体制の充実・強化	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	対前年増 （平成18年：12,885件）	
					インターネットによるメール人権相談件数	-	-
					施設における特設人権相談所の開設件数	対前年増 （平成18年：252件）	
8	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	（基本目標） 国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。					
		達成目標1	1	国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	100%	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					指標の目標値等の設定の有無				
		達成すべき目標 （「基本目標」及び「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値						
		達成目標2 行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。	1	法律意見照会事件数	対前年度増						
9	出入国の公正な管理	（基本目標） 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	/								
		達成目標1 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。（平成15年度から平成20年度までの目標）						2	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	12.5万人以下	
									厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	効果的な不法滞在者対策の実施	-
		達成目標2 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。						1	空港での審査に要する最長待ち時間	20分以下	
		達成目標3 出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）	1	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。						
合計	9政策	= 7 - = 2	36 (参考指標2)			= 26 - = 10					

（注）1 法務省の「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた施策目標ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「基本目標」及び「達成目標）」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

### 3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－4－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成 20 年度法務省事前評価実施結果報告書」における事業評価方式による 7 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。



政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	施設の整備（松戸法務総合庁舎新営工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検察業務の質的・量的変化への対応</li> <li>・ 行政サービスの向上</li> </ul>	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
2	施設の整備（甲府法務総合庁舎新営工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検察業務の質的・量的変化への対応</li> </ul>	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
3	施設の整備（郡山第2法務総合庁舎新営工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政サービスの向上</li> </ul>	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
4	施設の整備（仙台少年鑑別所新営工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域との調和</li> <li>・ 業務の効率化・処遇改善</li> <li>・ 環境負荷の小さな施設づくり</li> <li>・ 長く使える施設づくり</li> </ul>	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
5	施設の整備（大阪拘置所新営工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域との調和</li> <li>・ 業務の効率化・処遇改善</li> <li>・ 環境負荷の小さな施設づくり</li> <li>・ 長く使える施設づくり</li> </ul>	施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
6	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）	家庭内の犯罪の動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析した基礎的な資料を提供することにより、関係行政機関がその効果的な防止策及び処遇方策の検討に活用し、近年増加傾向にある親族間の犯罪の防止に寄与することが期待される。	-	外部評価機関である「研究評価検討委員会」における評価結果を評価手法とする。
7	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）	覚せい剤事犯者の再犯に至る経緯や原因等について調査分析した基礎的な資料を提供することにより、関係行政機関がその効果的な処遇方策の検討に活用し、再犯に及ぶ比率が特に高い覚せい剤事犯者の再犯の防止に寄与することが期待される。	-	外部評価機関である「研究評価検討委員会」における評価結果を評価手法とする。
合計		= 5 = 2	= 5 - = 2	= 5 = 2

（注）1 法務省の「平成20年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価の対象とされた政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>

#### 4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

##### （1）審査の考え方と点検の項目

###### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

##### （2）審査の結果

「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」における事業評価方式による2件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	法務に関する調査研究（配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究）	配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について調査を行い、加害者の更生へ向けての処遇方法について検討した新たな施策立案のための資料を提供することにより、関係行政機関がその効果的な処遇方策の検討に活用できるとともに、関係機関・団体における有用な参考資料として役立てられ、このことにより、これらの取組の向上が期待できる。	今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な基礎資料が得られた。
2	法務に関する調査研究（高齢犯罪者に関する総合的研究）	我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の状況等について調査分析した基礎的な資料を提供することにより、関係行政機関がその効果的な処遇方策の検討に活用できるとともに、関係機関・団体における有用な参考資料として役立てられ、このことにより、これらの取組の向上が期待できる。	今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な基礎資料が得られた。
合計		= 2	= 2

- (注) 1 法務省の「平成19年度事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。  
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価の対象とされた政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>